

復興特別所得税に関する政令の一部を改正する政令要綱

- 1 分配時調整外国税相当額の控除について、居住者の復興特別所得税の額から控除する場合に該当するかどうかの判定に用いる所得税の額及び控除限度額の計算の基礎となる基準所得税額に、特定の基準所得金額の課税の特例により課される所得税の額を加えることとする。(第2条の2関係)
- 2 純損失の繰戻しによる還付の請求について、特定の基準所得金額の課税の特例の適用がある場合における還付金額の計算につき所要の整備を行うこととする。(第13条関係)
- 3 その他所要の規定の整備を行うこととする。
- 4 この政令は、別段の定めがあるものを除き、令和7年1月1日から施行することとする。(附則関係)